

障がいのある人の
より良い働き方へ

湖南地域における就労選択支援事業の
ちょっとマニュアル



湖南地域版
(草津市・守山市・栗東市・野洲市)

はじめに

令和7年10月から新たな障がい福祉サービス「就労選択支援事業」が始まりました。湖南地域(草津市・守山市・栗東市・野洲市)ではこの新たなサービスの開始に向けて自立支援協議会にて検討会を設け、一定の方向性を検討してきました。本冊子(マニュアル)は検討会として定めた方向性を様々な関係者の方に周知していただくためのものです。

湖南地域で障がいのある人の働き方がより豊かになっていくよう、皆さんと共有したいと思います。

※本マニュアルにおける「障がいのある人」とは、障害者総合支援法第四条で定められる「障害者」と同様です(手帳の有無ではありません)

就労選択支援事業の概要・目的(国マニュアル抜粋)

事業概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)を創設する。

就労選択支援の対象者は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者になります。就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題などの把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用することになります。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者などについては、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能です)。

対象者

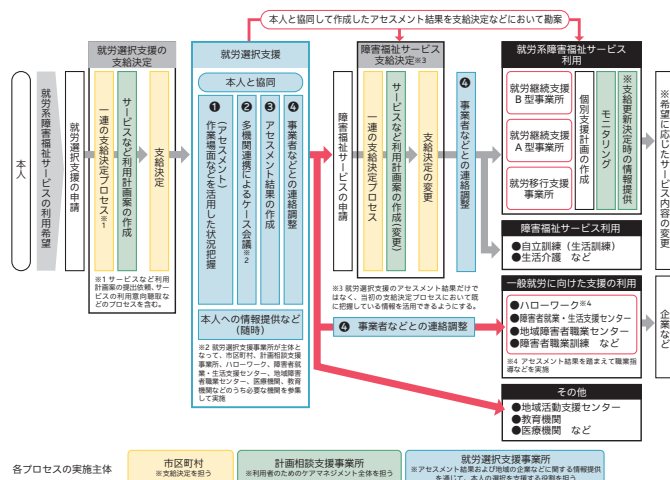
サービス類型		新たに利用する意向がある障がい者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	●50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ●就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

目的

働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート(考える機会の提供含む)するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労などへの選択の機会を適切に提供する。

基本プロセス

就労選択支援事業所は、作業体験などを通じて本人の就労状況を把握します。その結果をもとに選択肢を広げ、適切な進路選択につながる情報を提供し、必要に応じて家族や関係機関の意見も取り入れ支援します。利用後はアセスメント結果を有効活用できるよう、指定特定相談支援事業者、就労系福祉サービス、市区町村、ハローワークなどと連携・調整します。また、地域の雇用事例や社会資源に関する情報提供や助言も行います。



湖南地域における就労選択支援事業の在り方について

【働く可能性を支援するサービス】

就労選択支援事業は決して「B型事業所などに行くために行うもの」ではありません。

あくまでも働くことを希望している障がいのある人が、自分の希望に合った働き方を自ら選択し、決定できるように支援するためのサービスであることを湖南地域としても大切にしていきます。

これから働くことを考えている人、就労系サービス事業所の利用を考えている人、現在就労系サービス事業所を利用して、ステップアップを考えている人など、多くの人に利用してもらえるサービスを目指していきます。

【利用対象者】

学生（卒業後の進路を、就労系サービスや一般就労を想定する人）

特別支援学校生については主に2年生時に実施することを想定しています（大学生などについては、卒業後の進路について検討する段階）。早い段階で就労選択支援事業を利用することで、卒業後の進路決定に役立てることができます。

利用にあたっては在籍する学校の先生や住まいの市障がい福祉課などに相談しながら、一緒に進めていきます。

Point

特別支援学校に在籍する生徒だけではなく、一般高校や短大、大学などに在籍している生徒も対象になります。



成人（就労系サービスの利用も含め自分の働き方を考えたい人）

これから働くことを考えている人、就労系サービス事業所の利用を考えている人、すでに就労継続支援事業所などを利用して次のステップを考えている人など、多くの方がご利用いただけます。

過去に就労経験のある人であっても、これから先の働き方について、自身に合った働き方を選択していけるよう、サポートしていきます。



【実施方法】

実施方法については、就労選択支援事業所へ通所する方法を基本とし、その他、就労選択支援員が他の就労系サービス事業所などに訪問して行う方法、就労選択支援員が学校に訪問して行う方法、就労選択支援員が自宅に訪問して行う方法の計4種類を想定しています。

実施パターン	対象者像と実施方法
通所型	基本となるパターン。 就労選択支援事業所へ通所してアセスメントを実施します。
出張型	就労選択支援事業所に通所することが困難な人。 就労選択支援員が他の就労系サービス事業所へ訪問し、アセスメントを実施します。
学校訪問型	学校以外の場所に通うことが困難な人。 就労選択支援員が学校へ訪問し、アセスメントを実施します。
自宅訪問型	外出が困難で、在宅による支援がやむを得ない人。 就労選択支援員が自宅へ訪問し、アセスメントを実施します。

湖南地域における具体的なサービスの流れ

まずは利用案内

市役所や支援機関などで利用者リーフレットを活用し、サービスの概要について説明を行います。また、相談支援事業の説明も行い、相談支援の利用希望者に対して事業所情報の提供などを行います

受給者証と利用計画案・認定調査

就労選択支援事業を利用するためには、受給者証が必要となります。そのためにサービス等利用計画案の提出と認定調査を行う必要があります

実際の利用は1～2週間

就労選択支援事業を利用できる期間は基本1か月と定められていますが、実際に利用するのは1～2週間程度を想定しています



Point 1 利用対象者について

新たに就労継続支援B型事業所を利用する人については、必ず就労選択支援事業を利用することとなっています。

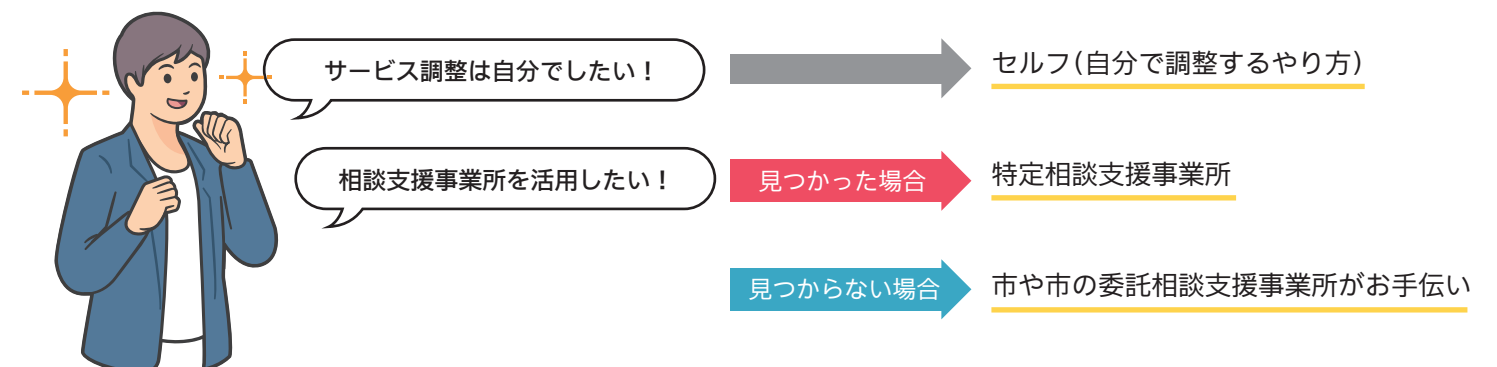
ただし、50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者、**就労経験がある者**であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者については、就労選択支援事業を利用せずに就労継続支援B型事業所の利用が可能です。

湖南地域では、上記**黄色マーカー部分**に該当するかについて、「就労困難性に係る情報シート」を作成し、その内容を踏まえた上で市が判断することとします。

就労困難性に係る情報シート	
市役所情報	就労者氏名
連絡先	〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇
就労者情報	氏名
生年月日	西暦 年 月 日
通名の就労状況(過去3年間)	就労期間 西暦 年 月 ~ 年 月
雇用先企業名	【雇用形態】 ☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ パート・アルバイト
働いていた時の状況(雇用先企業からの聞き取り)	☐ 福祉就労(事業所名:)
働いていた期間	【勤務期間】 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
働いていた業務内容	【就業していた業務内容】
職場で受けていた配慮	☐ 勤務が不安定でない(勤務時間など) ☐ 雇止めをされない ☐ 上司や先輩からの指導がない ☐ 生活支援を受ける ☐ 障害・健康・福祉が得意でない ☐ 上司や先輩(または顧客)と人間関係が構築できない ☐ 業務が得意でない ☐ 生活支援を受ける ☐ その他(自由記述)
通名の就労状況について(過去3年間)	☐ 在宅 ☐ デイケア等の利用 ☐ 単独で就労(アルバイト含む) ☐ 福祉サービス等の利用 ☐ サービス名: 事業所名:
通名の就労状況について(過去3年間)	☐ 在宅 ☐ デイケア等の利用 ☐ 単独で就労(アルバイト含む) ☐ 福祉サービス等の利用 ☐ サービス名: 事業所名:
生活状況	家族状況

Point 2 利用調整について

就労選択支援事業の利用に関する調整については、自分で行う方法(セルフ)と特定相談支援事業所を活用する方法があります。ただし、特定相談支援事業所については、利用を希望しても、事業所が見つからない場合があります。その場合は、市や市の委託相談支援事業所がお手伝いします。



就労選択支援事業者のための実施マニュアル

湖南地域では複数の事業所で就労選択支援事業のサービス提供が行われていく予定です。その提供すべきサービス内容について地域として一定の方向性を示しますので、サービスを実施する事業所については以下の内容を踏まえサービス提供内容を構築するようにしてください。

スケジュール・日程の基本パターン

作業場面などでのアセスメントは、実施方法によって異なります。

1か月

【 インテーク
1日 】

【 実際の作業場面などでのアセスメント
5～10日程度 】

【 多機関連携によるケース会議
1日 】

① 受付、利用調整

電話などでの受付

1 基本情報の聞き取り

氏名、生年月日、障がい名や病名を含めた本人状況、住まいの市などの確認を行う。

2 4つのアセスメント手法



原則

①通所型

基本となるパターン。就労選択支援事業所へ通所してアセスメントを実施します。

就労選択支援事業所



利用者

就労選択支援員

②出張型

①が難しい場合

就労選択支援事業所に通所することが困難な人。就労選択支援員が他の就労系サービス事業所へ訪問し、アセスメントを実施します。

③学校訪問型

①②が難しい場合

学校以外の場所に通うことが困難な人。就労選択支援員が学校へ訪問し、アセスメントを実施します。

④自宅訪問型

①②③が難しい場合

外出が困難で、在宅による支援がやむを得ない人。就労選択支援員が自宅へ訪問し、アセスメントを実施します。

3 日程の確認

利用希望日の確認を行う（支給決定の期間についても要確認）

インテークの日時、実際のアセスメント日数と日時、アセスメント後の多機関連携による会議の日時も決める。

② インテーク（顔合わせ、ケース会議を含む）

※同日か、インテークまでに契約書の交わしが必要。

1 就労選択支援事業の目的やサービス内容の認識の再確認

2 本人への聞き取り

- 障がいや病名、家庭環境などを含めた本人の生活状況
- 現時点での働き方の希望や、これまでの職歴など

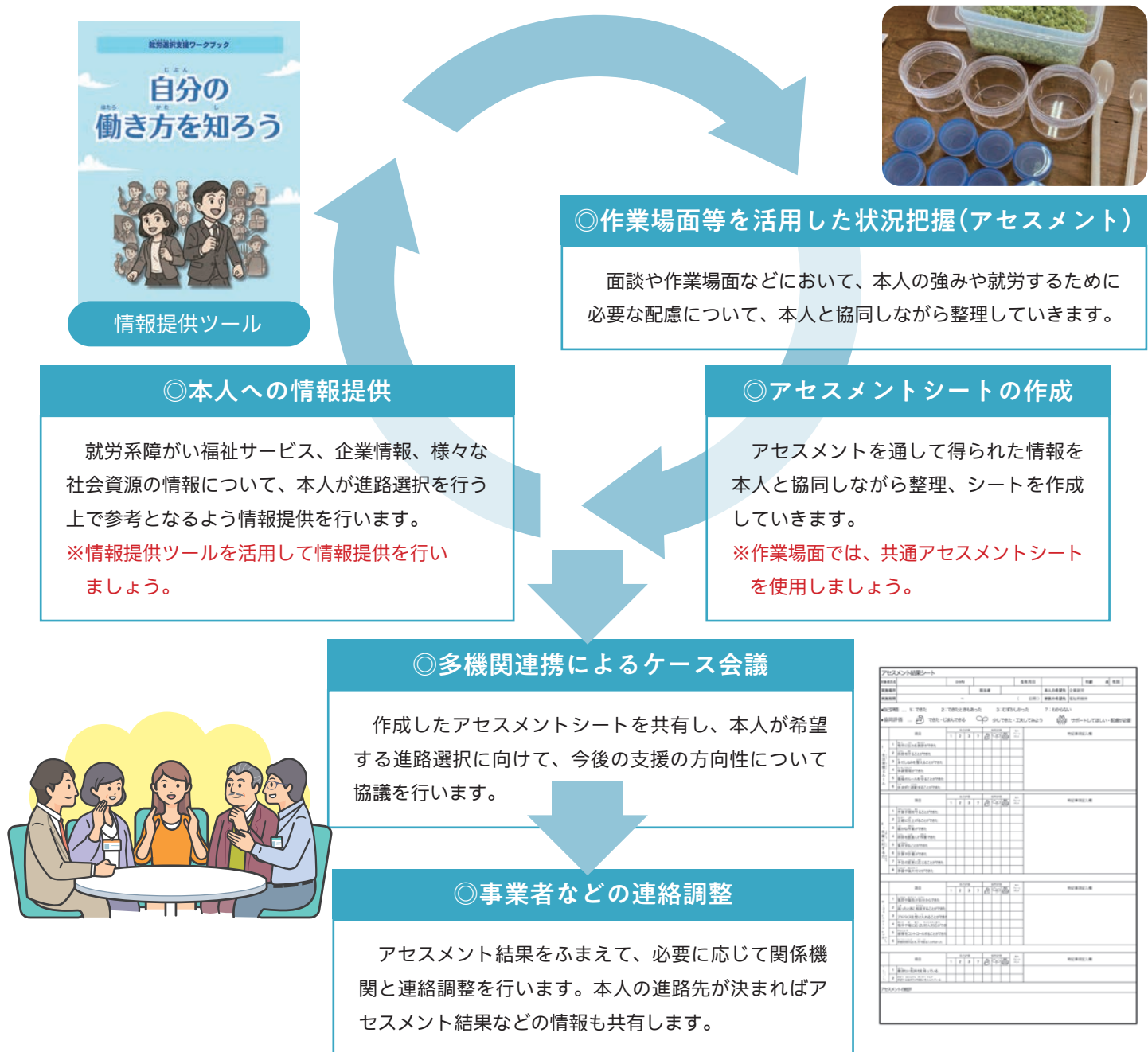
3 家族、関係機関への聞き取り

4 今後の日程や流れの確認（必要に応じて書面で確認）



③提供するサービス

就労選択支援事業は「就労アセスメントの手法」を活用して支援を行います。湖南地域においては、支援の質の担保を図るため、共通した情報提供ツール・アセスメントキット・アセスメントシートを使用します。



サービス提供を行うにあたってのポイント

- 本人の進路を決めたり、企業就労の可否を判定するものではありません。本人の持っている力を絶対評価するのではなく、本人の強みに着目し、その強みを発揮できる働き方を一緒に考えましょう。
- 本人の希望する働き方を実現するための選択肢を複数提示できるよう、支援者自身が様々な社会資源などの情報を把握しておく必要があります。
- 共通の情報提供ツールやアセスメントキットを活用しつつ、各事業所で様々なツールを使用して、あらゆる視点でアセスメントを実施しましょう。また、アセスメント内容に偏りのないように、事業所内においても複数の視点でアセスメントを実施することも大切です。

みんなのポイント

湖南地域において就労選択支援事業をより良いサービスにしていくためには、様々な支援機関の方の理解と協力が不可欠となります。それぞれの機関がどういったことに気をつけるといいのか？どのようにこのサービスを活用していけばいいのか？ポイントをご紹介します。

すべての方へ

★障がいのある人に多様な選択肢を届ける！

障がいがあることを伝えないで企業で働いたり、障がいがあることを伝えたくて企業で働いたり、企業で働くことを目指して就労移行支援事業所を利用したり、福祉的な支援を受けながら働いたり、働くといっても様々な選択肢があります。それに関わらず当事者がその選択肢に出会える機会はまだまだ整備されていません。この新たなサービス「就労選択支援事業」を通じて私たち支援者は当事者が多様な選択肢の中から自分の希望や能力、適性などに合った選択ができるよう支援していくことが求められます。

働くいろいろな選択肢がある地域に



★単なる手続き的なサービスではありません！

これまで地域で行われてきた就労アセスメントは、「B型の作業所を利用するためにやらなければならない手続き」といったような誤った認識が広がってしまいました。障がいがある人の働く可能性を広げ、障がいがある人自身が納得できる選択ができるよう支援するのが就労選択支援事業です。決して単なる手続きにはしてはいけません。





地域の様々な支援機関編

就労系サービスを提案する前に！

障がいがある人の日中の居場所として就労系サービスにつなごうとする際は、**行き先を決める前に**、まずは就労選択支援事業の活用を検討するようにしましょう。



お住まいの市へ相談

就労選択支援事業を活用する流れについては、各市の状況によって多少異なる部分があります。また、利用までに多少の時間がかかったり、手続きが必要となったりします。まずは市の障がい福祉関係課、相談支援事業所などに相談しましょう。



指定特定相談支援事業所編

就労選択支援事業の活用を！

アセスメント結果を踏まえ、利用者にとってどの選択肢がいいのか、中立な立場で伴走することが大切です。進路が決まったときには進路先でアセスメントが活用されるようつないでいくことも大切です。



次のステップを見据えたモニタリングを！

サービスの利用状況を単にモニタリングするだけでなく、長期的な観点を踏まえ、次のステージを見据えた情報提供＆提案が重要となります。就労選択支援事業の情報提供を忘れずに行いましょう。





障がい福祉行政編

基準はあるけど大事なのは個別判断

利用対象者や支給決定期間などについて一定の基準が設けられていますが、大事にしなければならないことは、「利用者にとってベストな支援を個別的に判断する」ことです。一律な対応にならないようにしましょう。



サービス利用に向けた丁寧な案内を！

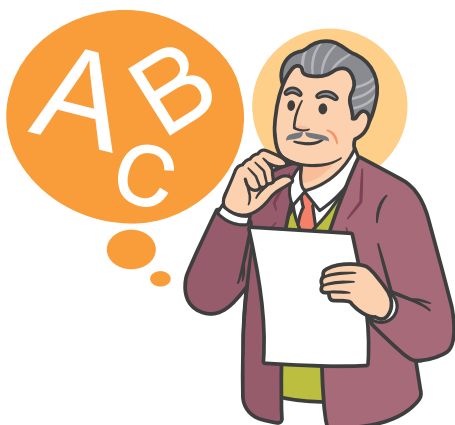
各市の障がい福祉関係課はサービス利用に関するはじめの窓口の1つとなります。事業説明や特定相談支援事業所・就労選択支援事業所についての案内を丁寧に行いましょう。



特別支援学校・学校編

より良い進路決定に向けた1つのツール！

就労選択支援事業は、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援するものです。学校で取り組まれる進路決定支援に活用できる1つのツールであると捉え活用してください。



進路を模索する段階で活用を！

進路が決まったあとに活用してしまうと、「●●に行くためにやらないといけないこと」（直B問題）になってしまいます。本来の制度趣旨が損なわれないよう、進路が決まる前に活用するようにしましょう。

就労
選択

方向性

具体的な
進路探し

進路が決まる前に活用することが大切！



移行・A型・B型編

就労選択支援事業の情報提供を！

そもそも就労系サービス事業所には障がいがある人の働く可能性を支援する役割があります。新たに利用を希望する人だけでなく、既にサービスを利用している人に対しても就労選択支援事業に関する情報提供を行いましょう。



アセスメント結果を活用した支援提供を！

今後自施設を新たに利用し始める人については、就労選択支援事業所によって作成されたアセスメント結果が引き継がれる形となります。アセスメント結果を活用した個別支援計画の作成、支援、モニタリングを実施していきましょう。



就労選択支援事業所編

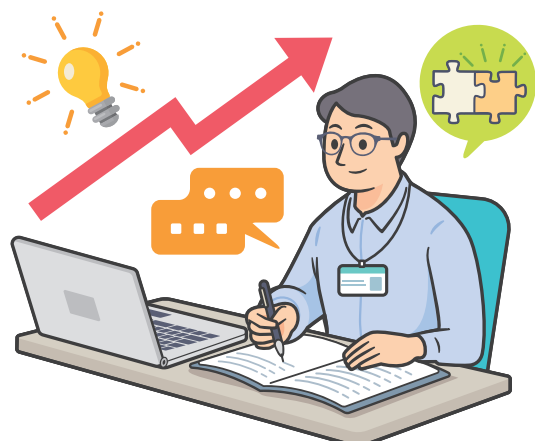
地域のためのサービスに！

就労選択支援事業は利用者確保の手段として運用されることが危惧されます。事業の本質を踏まえ、「地域が充実していくための事業」という観点を最優先して事業に取り組むようにしましょう。



サービスの質の維持・向上に向けた取り組みを！

就労選択支援事業では、地域資源の情報提供、協同によるアセスメント、多機関によるケース会議、アセスメント結果シートの作成など専門性の高いサービス提供が求められます。サービスの質の維持・向上という観点を忘れないように日々取り組みましょう。



関係機関向け相談窓口のご案内

地域の様々な機関が就労選択支援事業に関わっていくことが想定されます。湖南地域では関係機関に向けての就労選択支援事業に関する一次的な窓口を設置します。

(注意点)個別のケースに関する相談・支援を行う窓口ではありません

具体的な利用について
どこに相談すればいい？

サービスの詳細について
知りたい



私の立場として
気をつけないと
いけないことは？

基本的なことを
教えてほしい

一次的相談窓口はこちら

湖南地域障害者
働き・暮らし応援センター“りらく”

☎ 077-567-1120

✉ riraku@asucomit.or.jp

本マニュアルと国のマニュアルの関係性

本マニュアルは湖南地域として大事にしたいポイントをまとめたものなので、詳しいことまで記載しきれていません。厚生労働省から発出されているマニュアルとセットで活用していただくことが前提条件となっています。

(厚生労働省)就労選択支援実施マニュアル⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>



厚生労働省マニュアル

就労選択支援の概要を示した厚生労働省マニュアル。湖南地域においてもこのマニュアルで示されている内容を基準としています。



湖南地域のポイント集

左記の厚生労働省マニュアルに基づき、湖南地域で取り組んでいくにあたってポイントとなる点をまとめたマニュアルです。

※サービスの詳細については、左記の厚生労働省マニュアルや指定基準に準じます

湖南地域障害児・者自立支援協議会就労選択支援事業に向けた検討会メンバー

就労選択支援事業に向けた検討会 構成機関

- 4市障がい福祉関係課
(草津市障害福祉課、守山市障害福祉課、栗東市障がい福祉課、野洲市障がい福祉課)
- 4市基幹相談支援センター
(草津市立障害者福祉センター、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく、野洲市社協障がい者相談支援センター)
- 4市委託相談支援事業所
(草津市立障害者福祉センター、地域生活支援センター風、守山・栗東障害者相談支援センターみらいく、野洲市社協障がい者相談支援センター)
- 特別支援学校(草津養護学校、野洲養護学校)
- 就労アセスメント実施事業所
(ワークステーションわかたけ、JALAN、第二むつみ園、雇用支援センターきらっと、クロスジョブ、むれやま荘、ビッグライフ、パレット・ミル、出合いの家)
- その他機関
(ハローワーク草津、滋賀県南部健康福祉事務所、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター“りらく”)
- オブザーバー
(滋賀県障害福祉課、滋賀県障害者自立支援協議会)



草津市
たび丸



野洲市
ドウタクくん



栗東市
くりちゃん



守山市
もーりー